

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

標準仕様書と適合確認に関する考え方

2023/10/27 デジタル庁 地方業務システム基盤チーム

1. 標準仕様書への適合確認の考え方

標準仕様書への適合確認の考え方

- 適合確認に関する、法律等における規定は次のとおり。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）（抄）

第8条

地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

第6条

所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（前条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

第7条

内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

第9条

国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

標準仕様書への適合確認の考え方

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定）（抄）

5.1.3 機能標準化基準への適合性の確認（標準化法第9条第1項）

- 機能標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有している。
- 標準準拠システムは、実装必須機能及び標準オプション機能を実装し、それら以外の機能を実装してはならないことから、地方公共団体は、標準準拠システムを利用する前に、それらの機能が実装されていること及びそれらの機能以外が実装されていないことを確認する必要がある。
- 地方公共団体が機能標準化基準に適合しているかどうかの確認を効率的に行うことができるよう、事業者は地方公共団体に提示する標準準拠システムの提案書やマニュアル等において、機能標準化基準に規定される機能IDごとにどの操作・画面において当該機能が実装されているのかを明示するものとする。

標準仕様書への適合確認の考え方

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定）（抄）

5.2.2 共通標準化基準の適合性の確認

- 共通標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有する。
- 共通標準化基準のそれぞれの構成要素における適合性の確認については、次のとおりとする。
 - (1) データ要件・連携要件に関する標準化基準の適合は、データ連携やデータの利活用の観点から実装面においても十分に確保されている必要があることから、標準準拠システムは、デジタル庁が提供するツールを使って実施されるデータ要件・連携要件に関する標準化基準に係る適合確認試験に合格したシステムでなければならないこととする。この適合確認試験に合格した対象システム（以下「適合システム」という。）は、データ要件・連携要件の標準に適合したものとみなし、地方公共団体は、適合システムをデータ要件・連携要件の標準への適合が確認された標準準拠システムとして利用することができる。また、当該ツールのサービスを地方公共団体が利用することも可能とする。これらにより、地方公共団体が行う適合性の確認の負担軽減を図る。
 - (2) 非機能要件の標準については、常時、適合性確認を行うことが困難な項目も含まれることから、地方公共団体がSLAその他受注者との取決めの項目として明示することで適合性を担保することとする。
 - (3) 共通機能の標準の適合性確認については、機能標準化基準の方法に準ずる。

標準化法上の義務と適合基準日の考え方

標準仕様書への適合確認について、今後の運用を検討するため、「標準化対象事務に係る根拠法令」、「標準化法」、「標準準拠システム」の3つの観点から、それぞれの関係性について考え方を整理する必要がある。

- ① 標準化対象事務に係る根拠法令の施行日：標準化対象事務に係る機能要件等の実装が、実質的に求められる日
- ② 標準化法に基づく標準化基準を定める省令の施行日：標準準拠システムへの適合について、義務が生じる日
- ③ 標準準拠システムへの適合基準日：標準仕様書に定める機能要件等について、適合するものとする基準日

以上の3つの施行日・基準日については、次の理由から、基本的に同一の日付とする。

- (①及び③関係) 根拠法令の施行日から当該事務が実施されることを担保する、システムの実装が必要となる。
- (①及び②関係) 当該事務の実施に当たりシステムを利用する場合、機能要件等の標準化を義務付ける必要がある。
- (②及び③関係) 標準化法による義務発生までに、標準仕様書に定める機能要件等に適合している必要がある。

具体的な運用のイメージについては次頁に記載のとおり。

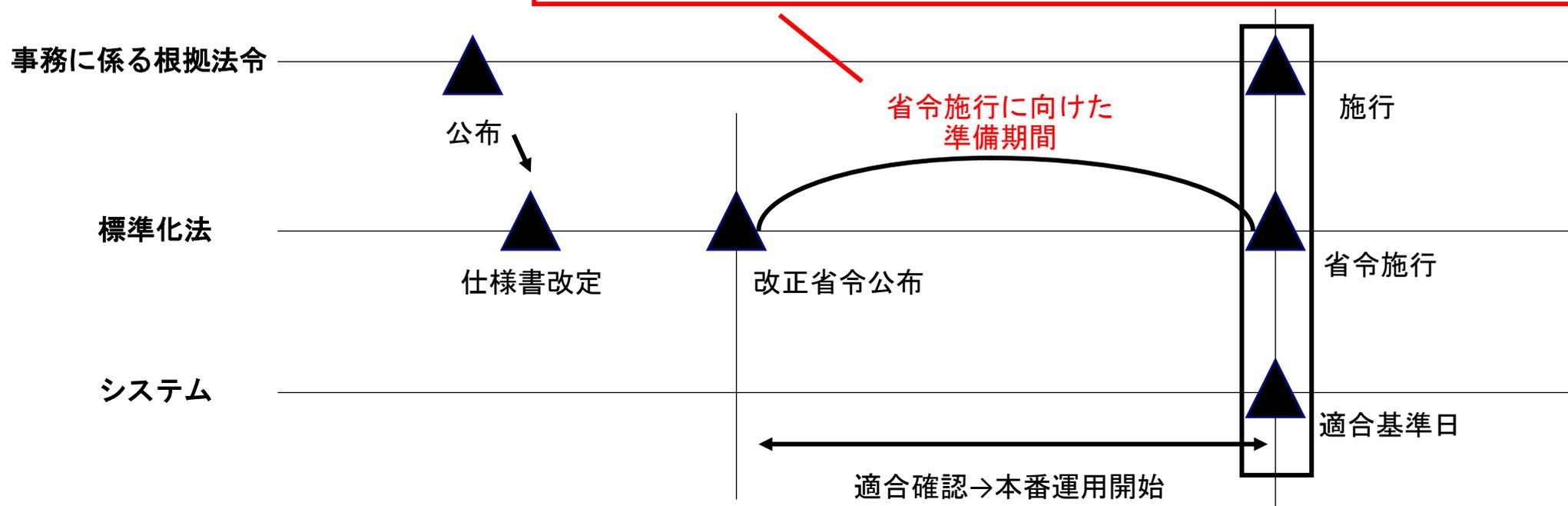
(※) ①標準化対象事務に係る根拠法令の施行日については、移行完了期限までの考え方において整理が必要であることから記載する。

標準化法上の義務と適合基準日の考え方

- 標準化対象事務に係る根拠法令の施行日、標準化法に基づく標準化基準を定める省令の施行日、標準準拠システムへの適合基準日の関係性について、基本イメージを以下に示す。

【基本イメージ】

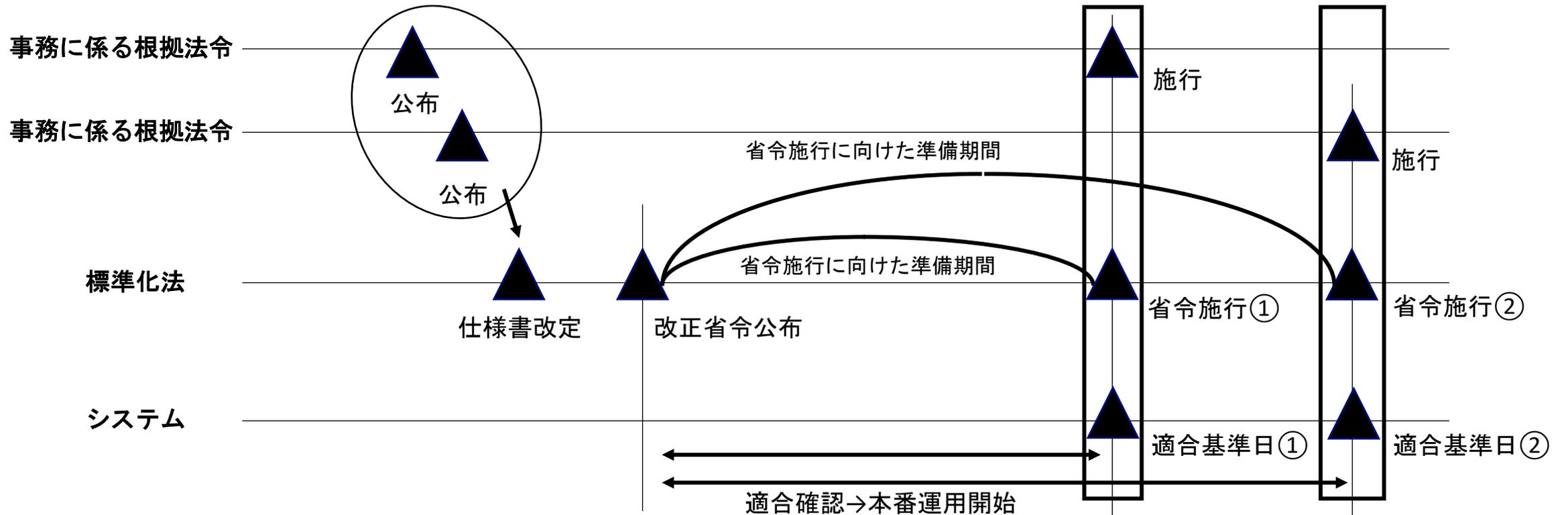
施行日前に、省令施行後の標準化基準に適合した標準準拠システムを利用した場合であっても、従前の標準化基準に適合した標準準拠システムの利用とみなすための準備期間を設けることを検討。
⇒ホワイトリスト方式との整合が図られるため、施行日に先んじた機能実装が可能となる。



標準化法上の義務と適合基準日の考え方

○ 事務に係る根拠法令において、複数の施行日が想定される場合のイメージを以下に示す。

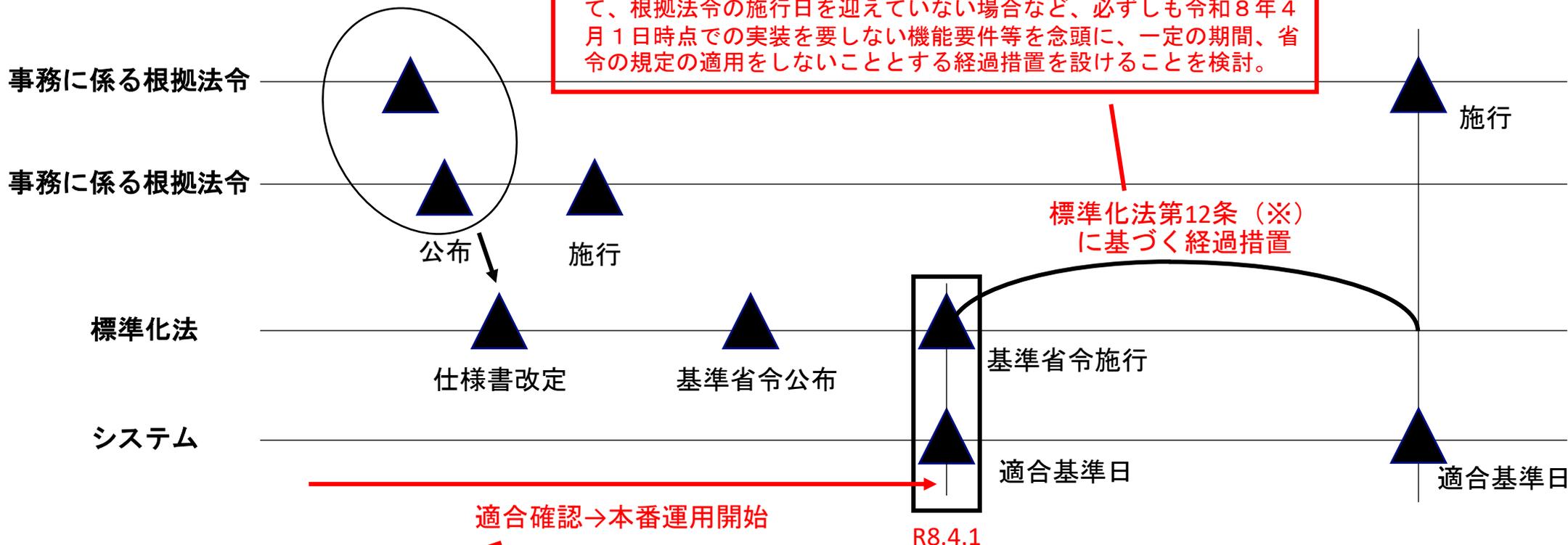
【基本イメージ】



標準化法上の義務と適合基準日の考え方

○ 移行完了期限までのイメージを以下に示す。

【移行完了期限までのイメージ】



基準省令制定前のためホワイトリストの懸念は生じず、
施行日に縛られない適合確認～本番運用開始が可能

※ 標準化法第12条

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

機能要件の標準への適合性の確認について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、「地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない」とされており、各業務システムの単位での適合（※）が必要となる。

各業務システムは、それぞれの標準仕様書に適合する必要があるが、標準仕様書において機能要件ごとに適合基準日が定められていることから、それぞれの適合基準日までに当該機能について実装していることが求められる。

そのため、実際の運用上、標準仕様書の改定後、遅くとも基準省令の公布時から適合確認試験を開始できるよう、デジタル庁におけるツール改修等の準備がなされ、標準仕様書に定められた機能IDごとに、適合基準日までに適合確認を行い、本番運用が開始される想定である。

(※) サブユニットが定義されている場合においては、サブユニット単位での適合も想定される

1. 標準仕様書への適合確認の考え方

機能要件の標準への適合性の確認について（制度所管省庁における対応）

- 前述のとおり、機能IDごとに適合基準日を踏まえながら適合確認がなされる想定であることから、制度所管省庁において機能要件の改定において考慮することを以下のとおり整理する。

【整理内容】

1. 標準仕様書の機能要件は、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」（デジタル庁）のとおり運用を行うこと。当該方針は、標準仕様書を改定した際に、当該機能IDが求める機能要件の変更の有無の正確性を担保するものである。
2. 標準仕様書の機能要件について、機能IDの単位で改定内容の適合基準日を明示すること。
また、各制度所管省庁においては、事業者の開発コスト、自治体の改修負担を抑えることが可能となるよう、適合基準日について、できる限りまとめた形で設定すること。

1. 標準仕様書への適合確認の考え方

機能要件の標準への適合性の確認について（制度所管省庁における対応）

3. 移行支援期間中に標準仕様書の改定を行う場合の改定に係る各機能要件の適合基準日は、以下のとおり規定すること。
- ・仕様書の改定日より1年後かつ令和8年度以降の適合基準日を設定すること。
 - ・令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断される場合においても、適合基準日は「令和8年4月1日」とすること（※）。

本ルールは、令和5年4月以降の標準仕様書機能要件の改定から適用する。なお、令和5年3月末時点で公表された標準仕様書（令和5年度に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書）に記載の機能IDの適合基準日については「令和8年4月1日」扱いとする（※）。

（※）基準省令の施行日を令和8年4月1日と予定していることから、適合基準日についても「令和8年4月1日」とするが、各事務に係る根拠法令の施行日との関係において、当該事務に係る機能に関し、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。

1. 標準仕様書への適合確認の考え方

機能要件の標準への適合性の確認について

- 移行支援期間中の適合基準日の規定イメージを以下に示す。

機能IDの種類	適合基準日
原則	仕様書の改定日より1年後以降の日付 (※事務に係る根拠法令の施行日及び基準省令の施行日と一致することが基本となる。)
令和5年3月末時点で公表された標準仕様書 (令和5年度に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書) に記載の機能ID	令和8年4月1日
移行支援期間中の標準仕様書の改定に係る機能ID	仕様書の改定日より1年後かつ 令和8年度以降の日付
移行支援期間中の標準仕様書の改定に係る機能IDで 令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるもの	令和8年4月1日

1. 標準仕様書への適合確認の考え方

機能要件の標準への適合性の確認について

○ 各業務標準仕様書は、移行支援期間中においても改定を行うことが見込まれる（※）ことから、移行支援期間中における地方公共団体における機能要件の適合確認の考え方について、以下のとおり整理する。

（※）「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について」を参照

【整理内容】

1. 最新の標準仕様書に定められた適合基準日を踏まえて、機能ID単位で適合確認を行う。
2. 令和7年度末までに、適合基準日が令和8年4月1日とされている機能について、適合確認を行うこと。なお、その際、令和8年4月1日を越える適合基準日となっている機能についても先行して実装することは妨げない。

2. 全体バージョン管理の考え方について

2. 全体バージョン管理の考え方について

全体バージョン管理について

デジタル庁は、標準仕様書間の整合性を確保するため、標準仕様書のバージョンとそれらの対応関係を管理する「全体バージョン管理」を作成する。また、各標準仕様書の改定状況について、地方公共団体や開発事業者からの一覧性を確保するため、標準仕様書の改定状況を一元的に管理する「標準仕様書改定状況一覧」を作成する。

○ 全体バージョン管理

各機能要件標準仕様書（※）の「版数」、「標準仕様書ID」に加え、それぞれに対応するデータ要件・連携要件の標準（各論）の「版数」、「改定日」等について、横串を通して一元的に管理を行う。

各業務間のデータ要件・連携要件の標準の整合性及びデータ要件・連携要件の標準と機能要件標準仕様書間の整合性を確保するために管理するもので、データ要件・連携要件の標準の改定を契機に更新する。

また、データ要件・連携要件の標準の適合確認にも活用する予定であり、活用方法等は別途お示しする。

（※）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第6条に規定する標準化基準に基づき作成する標準仕様書

2. 全体バージョン管理の考え方について

全体バージョン管理の運用について

○ 全体バージョン管理の運用については、以下のとおり整理する。あわせて、「地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針」について必要な改定を行う。

【整理内容】

1. 全体バージョン管理のメジャーバージョンアップは、次に掲げるいずれかの場合に該当するときに行う。
 - ・ 新たな機能要件標準仕様書が作成される場合
 - ・ ある業務の機能要件標準仕様書の改定により他業務に影響が生じ、他業務の機能要件標準仕様書を改定する場合
 - ・ 共通標準仕様書（※）のメジャーバージョンアップがされる場合
2. 全体バージョン管理のマイナーバージョンアップは、上記以外の場合に、標準仕様書のメジャーバージョンアップ又はマイナーバージョンアップが行われる場合に行う。

（※）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第7条に規定する標準化基準に基づき作成する標準仕様書

2. 全体バージョン管理の考え方について

全体バージョン管理の運用について

3. ある業務の機能要件標準仕様書の改定により他業務に影響が生じ、他業務の機能要件標準仕様書を改定する場合、関連する全ての機能要件標準仕様書の改定時期が一致しないことが想定される。全体バージョン管理は、各業務間のデータ要件・連携要件の整合性を確保するものであることから、関連する全ての機能要件標準仕様書の改定を基に当該業務のデータ要件・連携要件の標準を改定した際に、全体バージョン管理のメジャーバージョンアップを行う。
4. また、他業務の機能要件標準仕様書は改定されないが、他業務のデータ要件・連携要件の標準に影響が生じることも想定される。その場合は、影響のある業務全てのデータ要件・連携要件の標準を改定し、全体バージョン管理のバージョンアップを行う。
5. 複数の制度改正等が生じ、機能要件標準仕様書の改定時期が同時になることが想定されるため、全体バージョン管理のバージョンアップを行う場合は、データ要件・連携要件の標準の主な改定理由を記載する。

2. 全体バージョン管理の考え方について

(参考) 全体バージョン管理の確認方法

全体バージョン	バージョンアップ日	データ要件・連携要件 (各論) 版数\データ 要件・連携要件 (各 論) の改定日\対応標 準仕様書版数\対応標 準仕様書ID	データ要件・連携要 件の標準 (各論) の 主な改定理由			
				001	002	018
第1.1版 1	2023/4/30 2	各論版数	指定都市要件対応 3	第2.0版	第2.0版	第2.1版
		データ要件・連携要件 (各論) の改定日		2023/3/30	2023/3/30	2023/4/28
		対応標準仕様書版数		第4.0版	第3.0版	第2.1版
		対応標準仕様書ID		004005	005003	011003

①全体バージョン

業務間で整合性のとれたバージョンを記載。

左記の事例では、データ要件・連携要件の標準（各論）の住民基本台帳【第2.0版】と印鑑登録【第2.0版】の整合性がとれているという意味となる。

②バージョンアップ日

①のバージョンアップ日を記載。データ要件・連携要件の標準（各論）の改定日と同じにならない場合もある。

③データ要件・連携要件の標準の主な改定理由

データ要件・連携要件の標準を改定した主な理由を示したもの。全体バージョン管理の単位で記載するため、改定理由が複数の場合もある。

2. 全体バージョン管理の考え方について

(参考) 全体バージョン管理の確認方法

全体バージョン	バージョンアップ日	データ要件・連携要件 (各論)版数\データ要件・連携要件(各論)の改定日\対応標準仕様書版数\対応標準仕様書ID	データ要件・連携要件の標準(各論)の主な改定理由	001	002	018
				001	002	018
第1.1版	2023/4/30	各論版数 データ要件・連携要件(各論)の改定日 対応標準仕様書版数 対応標準仕様書ID	指定都市要件対応	第2.0版 2023/3/30 第4.0版 004005	第2.0版 2023/3/30 第3.0版 005003	第2.1版 2023/4/28 第2.1版 011003

④各論版数

データ要件・連携要件の標準(各論)の版数を記載。

⑤データ要件・連携要件(各論)の改定日

④の改定日を記載。

⑥対応標準仕様書版数

データ要件・連携要件の標準(各論)の版数に対応する機能要件標準仕様書の版数を記載。

⑦対応標準仕様書ID

⑥の標準仕様書IDを記載。

デジタル庁
Digital Agency